

掛川市条例第5号

掛川市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、準用河川（法第100条第1項の準用河川をいう。）に設置する河川管理施設等（法第13条第2項又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものをいう。以下同じ。）の構造の技術的基準を定めるものとする。

(河川管理施設等の構造の技術的基準)

第2条 河川管理施設等の構造について、法第100条第1項において準用する法第13条第2項の条例で定める河川管理上必要とされる技術的基準は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に規定する基準とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。